

第24回 流動財産譲渡担保

2015/01/26
松岡 久和

Question 集合財産・流動財産の譲渡担保はなぜ必要か。設定者の財産をどこまで取り込むことが許されるか。単体の譲渡担保と比べてどのような特徴があるか。

1 流動財産の譲渡担保の意義と機能

- ・流動財産譲渡担保：企業活動に伴い中身が絶えず入れ替わる在庫商品などの動産の所有権や売掛債権などの債権をまとめて譲渡担保の対象とするもの
←単体の譲渡担保に分解されない意義
 - ①担保価値の集積・融資を得る機会の拡大（「生かす担保論」）
第三債務者の資力や支払意思によって価値が左右される債権も数が増えれば回収不能確率が統計的にわかり予測可能性・担保価値の安定性が高まる
 - ②設定者の企業活動の自由の保障－譲渡担保権者の個別の同意を要しない商品売却や債権取立てによる流動資金の獲得
 - ③設定契約や対抗要件具備がまとめて可能－手間と費用を節約
- ・債権譲渡担保や、動産と債権を併せた**Asset Based Lending**では集合物概念は無用

2 流動財産譲渡担保特有の法的構成

(1) 流動動産の場合

- 分析論：一物一権主義に忠実；集合体に入るときに個々の譲渡担保が順次成立し対抗要件具備も必要→個々が詐害行為取消しや否認の対象
- 集合物論：集合体全体に1つの譲渡担保が成立し対抗要件具備が必要。集合体に入る毎に個々の対抗要件具備は不要
- 判例** P I 388（乾燥ネギフレーク事件：特定性を否定）・通説
- 集合物概念徹底説・価値枠説など：集合物論の徹底（集合物論Ⅱとも）；実行の際の固定化前には、個々の構成物には、物権的な主張はできない

(2) 流動債権の場合

- ・集合「物」でない。第三債務者毎に対抗要件が個別に必要（債権譲渡登記は可能）

3 流動財産譲渡担保の設定と消滅

(1) 設定契約の有効性

- ・将来の財産権の現在時点での譲渡可能性を広範に肯定（判例・通説）
8年余りの診療報酬債権の一定額の譲渡担保の効力を発生の実確性を問題にせず肯定（百Ⅱ27=PⅡ97）
←債権が発生しなければ契約責任の問題として処理
- ・特別の要件①：対象の特定性
 - 動産：種類・所在場所・数量（P I 388；量的指示だけでは不足、P I 389；「家財一切」ではだめ、P I 335；場所・種類を特定した在庫商品一切）
 - 債権：発生原因・第三債務者・発生時期・金額（百Ⅱ27=PⅡ97）

※動産・債権譲渡特例法は2004年改正で第三債務者が不特定でもよいとした。
- ・特別の要件②（消極要件）：あまりに広範で設定者や他の債権者に不当な不利益を与えないこと⇒違反すれば90条違反で無効（百Ⅱ27=PⅡ97）
もっとも、通常の営業の範囲内での設定者の処分権があれば設定者の自由を過度に制約しない（PⅡ98；11社に対するふとんの既発生代金債権と将来債権の一括譲渡予約に

ついて、予約完結まで債権の取立てや差押えが可能であるとして90条違反を否定)

(2) 対抗要件

- ・ 動産：集合物自体の占有改定もしくは動産譲渡登記
 - ・ 債権：確定日付ある通知または承諾もしくは債権譲渡登記
 - ・ 将来債権の発生前の譲渡時点で対抗要件具備可（最判昭53・12・15判時916号25頁）
 - ・ 譲渡対象債権が国税の法定納期限後に生じてもそれ以前に対抗力を備えていれば債権譲渡担保が優先（P I 390）
 - ・ 取立権留保・付与を伴う譲渡通知も有効（百 I 799=P II 99）
 - ・ 譲渡予約に対抗要件を備えても対抗力なし（P II 100）
- ※債権譲渡登記のみを備えて登記事項証明書を添えた通知をするか第三債務者が承諾してくれないと履行の請求は請求できない。それゆえ、結果的に取立権留保と同じ結果となる

(3) 消滅に関する特殊性

- ・ 集合体の構成要素がなくなっても一時的なら不消滅→その後に補充された物に及ぶ

4 流動財産譲渡担保の効力

(1) 対象となる財産権の処分権限

- ・ 通常の営業の範囲内の処分は確定的に有効（百 I 798=P I 374：ブリハマチ事件）
- 例** 在庫品売却、売掛代金債権の取立て（債権では取立権留保や付与の特約が必要）
- 流動動産譲渡担保では、以後に「集合物」に入ってくる物に対しても譲渡担保の効力が及ぶので、物上代位が必要なのは固定化以後のみ（最判平22・12・2民集64巻8号1990頁：赤潮による養殖魚の全滅後、廃業した債務者の損害保険金請求権）。また、転売代金債権について別途譲渡担保設定契約が併用されれば物上代位は不要。取立権留保がされていて物上代位不可の事例も多い

(2) 私的実行

- ・ 流動財産譲渡担保では実行の前提として実行通知による対象の**固定化**
 - 動産の場合：固定化した目的物の引渡請求
 - 債権の場合：設定者への取立委任（留保）の終了→第三債務者からの直接の取立て
- ・ 固定化の効果：流動性喪失・対象確定：以後の流入財産には譲渡担保権は及ばない
- ・ 補充を促す暫定的な固定化も可能では
- ・ 後順位譲渡担保権者は私的実行ができない（百 I 798=P I 374：多重設定自体は有効?!）

(3) 第三者との関係

(a) 目的物の処分

- ①通常営業の範囲内での処分：確定的に有効で第三者が権利を承継取得（百 I 798=P I 374）
- ②通常営業の範囲を超える処分：違法で第三者の保護は即時取得による
※集合物概念徹底説は②の場合にも処分は確定的に有効で第三者に不法行為責任が生じうるのみとする。

(b) 倒産の場合の効力制限

設定者に支払停止や差押え等の申立てがなされたときに債権譲渡の効力が発生する旨の特約は、破産法の趣旨に反し無効（最判平15・12・19民集57巻11号2292頁、最判平16・7・16民集58巻5号1744頁）

(c) 動産先取特権との優劣

判例 333条適用により譲渡担保が優先（P I 335）
学説の多数は反対。動産質権の準じて334条・330条類推適用説が有力
⇒譲渡担保権者が悪意であれば動産売買先取特権が優先。動産売買先取特権の成立は法によって明らかなので譲渡担保権者は悪意とみて良いのでは